

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8273
担当部課名	土木部	河川整備	課	管理
事務事業名	国有財産取得事業		事業コード	32630

1 総合計画における位置づけ

政策名	第2章	質の高い都市基盤の整備を進めます	事業開始年度
基本施策名	第6節	下水道の整備と管理	13年度
施策名	第3施策	下水道管理の充実	

2 実施根拠及び関連法令等

国有財産特別措置法、道路法、下水道法、地方分権推進計画

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
地方分権の推進により、市内に点在する里道、水路等国有財産の無償譲与を受けることで、これまでの市が機能管理を、県が財産管理を負う複雑な管理体系から、機能管理及び財産管理が一元化された管理体系へ移行させ、市民からの要望等に対する確かつ迅速な対応を可能にし、市民サービスの向上をはかる。 さらに、副次的効果として法務局が所管する公図上での行政財産に関わる誤記等の抽出及び一部訂正が行えることにより、市公共施設用地の整理が促進される。		・各行政財産管理者 ・市民全般	
		対象数	不明
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
作業区域 淵野辺、相模原、相原等26大字 作業面積 16.61平方キロメートル 業務内容 公図及び現地調査 譲与申請図書の作成及び申請事務 管理用図面作成	なし		
		(5) 個別計画の概要	
		計画名なし	
		計画年次 13年度～16年度	
		国の方針により地方分権一括法の施行日である平成12年4月1日から5年間で譲与申請をおこなうこととされているが、本市は平成13年度から平成16年度までの4年間で実施する。	

4 評価指標

指標名	作業進捗率(%)		
指標式	$\frac{\{各年度作業面積 / (市域面積 - 在日米軍用地)\} \times 100 - \{各年度作業面積 / (90.41 - 4.52)\} \times 100}{(各年度作業面積 / 85.89) \times 100} \times 100$		
指標設定の意図	譲与を受けた区域から、市民サービスの向上、公共施設用地の整理が促進されることから進捗率により成果を表した。		

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度
	実績	実績	実績	目標	目標
指標			a 19.3	b 16.8	50.0
指標			c	d	
指標			e	f	
事業費	決算(予算)額		8,439	16,000	26,371
	人員・時間数		2人	2人	2人
	人件費		16,840	16,840	16,840
	その他経費				
	合計	0	25,279	32,840	43,211
特定財源					

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 A ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 114.9%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%>)		
$\frac{a}{b}$	$\frac{19.3}{16.8} \times 100 = 114.9\%$	$\frac{c}{d} \times 100 =$	$\frac{e}{f} \times 100 =$
理由 :	当該事務は、平成13年度から平成16年度までの4か年で全ての作業を終えるように年次計画を立てているが、平成13年度の作業進捗率の達成度は114.9 %となり当初計画を上回る結果となった。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	地方分権の推進により、里道・水路の財産管理は市民に一番身近な地方公共団体が処理する事務(自治事務)として位置付けられている。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 B ▼	A : 妥当である	理由 :	管理上必要不可欠な境界確定及び管理台帳の整備等への支出を伴うと共に財産の登記事務が必要となる。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	地方分権の推進により、里道・水路の財産管理は市民に一番身近な地方公共団体が処理する事務(自治事務)として位置付けられている。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 A ▼	A : 満足できる	理由 :	譲与を受けた財産については、境界確定の要望等に、より迅速な対応ができ、市民サービスの向上がはかれる。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	譲与を受けた後に、公共用財産が整理しやすくなる等事務の効率化がはかられ、明確な財産管理が可能となる。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 譲与申請事務の形及び流れについては、国が定めたもので行っており、市公共施設用地の確認も同時に行えていることから2次的な成果もあがっている。
	<p>コスト改善余地</p> <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 委託に係る見積を精査する等、必要最小限の支出となるよう勤めている。

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	地方分権の推進に伴い全国一律で行う事務であるため、ほとんどの自治体で同様に事務を進めている。
今後の進め方		説明	譲与申請事務については、国が定めた手順によるものであり、計画的に統一された事務を行っている。
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--